

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

1 改正の趣旨

- ・県が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用できるのは、住民基本台帳法に定められた事務（法定事務）や条例で定める事務を行う場合などに限られていた。
- ・住民基本台帳法の一部改正（令和 6 年 5 月 27 日施行）により、法定事務に準ずる事務（準法定事務）として総務省令で定める事務について、住基ネットの利用が可能となった。
- ・また、住民基本台帳法の一部改正（令和 7 年 8 月 16 日施行）により、法定事務が追加された（※）。
- ・以上の改正により、条例で定めていた事務の一部が住民基本台帳法上利用可能となったことから、条例から関係規定を削除し整理するもの。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）（第 15 次地方分権一括法）による改正

2 改正内容

以下の事務の規定を削除する。

（1）準法定事務のうち総務省令（令和 6 年総務省令第 49 号）で定めるもの 2 事務 （別表第一 知事が利用する事務）

- ・ B型肝炎ウイルス又は C型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務
- ・生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

（2）法定事務の追加に係るもの 3 事務

（別表第一 知事が利用する事務）

- ・採石法第 3 2 条の登録又は同法第 3 2 条の 7 第 1 項の規定による届出に関する事務
- ・砂利採取法第 3 条の登録又は同法第 9 条第 1 項の規定による届出に関する事務

（別表第二 知事が他の執行機関に提供する事務）

- ・地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定（住民監査請求）による請求に関する事務

3 施行日

公布の日